

別紙6-1 (第9条関係)

第1号及び第2号研修 一部履修免除の申出書

喀痰吸引等研修の課程については、当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴を勘案し、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものと取り扱うこととします。下記事項に関して、対象であれ「該当」の欄に○を記入し、必要書類を添付の上、提出してください

該当	第1号及び第2号研修の一部科目免除対象となる事項及び免除科目
	①社会福祉士および介護福祉士法（以下法という）第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者。
	【履修免除の範囲】 基本研修（講義）及び基本研修（演習）
	②「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者。
	【履修免除の範囲】 基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」
	③平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者。
	【履修免除の範囲】 基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）
	④「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者。
	【履修免除の範囲】 基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）
	⑤登録研修機関において、基本研修を修了した者
	【履修免除の範囲】 基本研修（講義）及び基本研修（演習）

上記のとおり、「該当」と記した研修等の修了を証明する書類の写しを添付し、一部履修免除を申請いたします。

受講希望者氏名：

印